

追加 4-1

所得税の仕組み

2 税金の分類

税金は、「どこに納めるか」により、国税と地方税に分かれます。国に納める税金を国税、地方公共団体に納める税金を地方税と呼びます。

これから皆さんが学習する所得税や法人税は国税、個人住民税、個人事業税、固定資産税はいずれも地方税に該当します。

また、「税金を負担する人と納付する人が同じか異なるか」により、直接税と間接税に分類することができます。税金を負担する人と納付する人が同じであれば直接税、異なれば間接税と呼びます。所得税や相続税は直接税、消費税や酒税などは間接税に該当します。

※ 青字の個所を追記しました。